

京都市まちの美化推進事業団定款

第5章 理事会

(理事会)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第28条 第18条第4項第3号、第19条、第20条、第22条本文及び第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

(理事会開催の省略等)

第29条 理事が提案した議決事項については、理事の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、第6条、第9条及び第12条に定める事項に限る。

2 前項により理事会の議決を省略するときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の議決があったものとみなされた日
- (2) 理事の現在数及び表決した理事の数
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果